

## 除染適正化プログラムを受けた共通仕様書の改訂について

平成 25 年 3 月 18 日

環 境 省

### 1. 改正内容

#### (1) 施工管理関係

##### ①施工予定箇所と作業実績について地図での提出を義務化

週間工程会議において、今後1週間の施工予定箇所の地図を提出させ、作業日報による進捗状況の更新を行うこととする。

##### ②作業日報の記載事項等の明確化

作業日報について、線量等の記載の明確化するとともに、添付資料として、写真、除染作業チェックリストの提出を義務化することとする。

#### (2) 処分の厳格化

作業指揮者を環境省の工事又は役務の入札資格を持っている会社から選出するよう義務化する。

#### (3) 特殊勤務手当

事業者と作業員との間で交わされる労働条件通知書に特殊勤務手当が記載されるよう、元請事業者がその旨を周知徹底するようにする。(労働条件通知書に特殊勤務手当の支払いの記載があるにもかかわらず、その不払いがあった場合には、労働基準法違反となることから、同法に基づく厚生労働省の対応が可能となる。)

### 2. スケジュール

2月15日に公表し、来年度事業から適用する。